

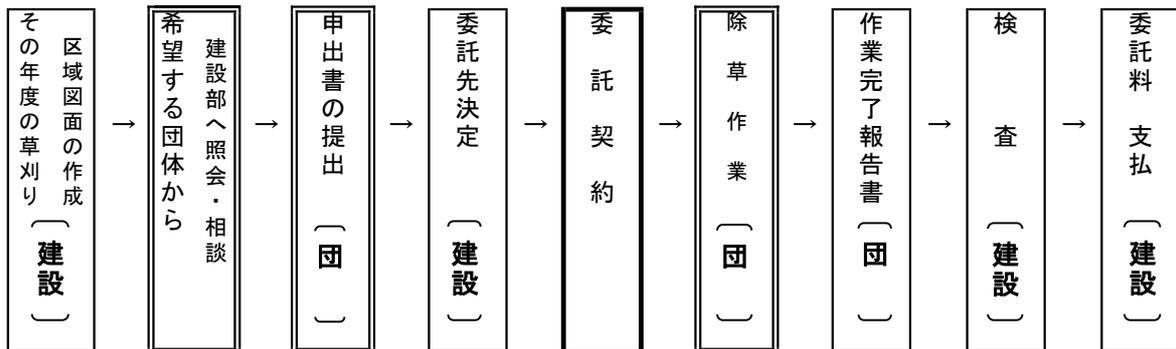
草刈り作業の自治会等への委託制度

県では、県民の皆様とパートナーシップを組み合わせながら、行政サービスの向上を図っていきたく考えています。

自治会等の地域の団体が、自分たちの住むまちの、県の管理する道路・河川を自ら美しく大切にさせていただくために、県が自治会等に「草刈り」を委託する制度が平成17年度から設けられました。

ご希望の団体は、予め地域振興局建設部の草刈り区域図・草刈り面積等をご参考のうえ、令和7年5月16日までに、別添様式「草刈り作業実施申出書」を地域振興局建設部に提出して下さい。（期日以降のお申し出は、地域振興局建設部にご相談ください。）

《委託制度の流れ》



※1 草刈りを実施できる区域は、地域振興局建設部にお尋ねください。**実施面積は1,000㎡以上**です。

※2 お申しいただける団体は、自治会、婦人会等の地域住民団体、ボランティア団体、水利組合、森林組合及びこれに準ずる団体です。

なお、同一区間に複数の団体が重なった場合は、別途協議いたします。

※3 作業にあたっては、必ず団体保険（傷害・賠償）に加入していただきます。保険料は、委託料の中に含まれています。

※4 道路上の草刈り作業については、必ず交通整理要員を配置してください。

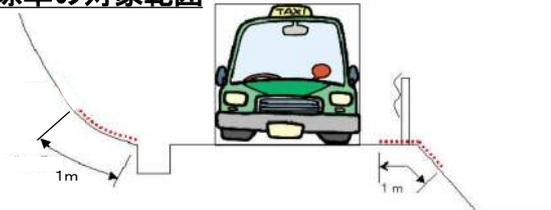
※5 委託料を例示しますと次のとおりです。

《参考》(令和6年度)

	道路	河川
1,000㎡の場合(最低面積)	79,500円	47,500円
面積増	200㎡毎に 9,600円加算	200㎡毎に 5,000円加算

※処分費が必要な場合は、別途協議いたします。

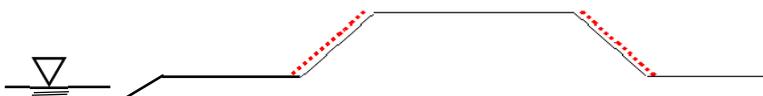
道路除草の対象範囲



河川除草の対象範囲

土による堤防の場合

.....部分が、草刈り対象箇所



コンクリート等護岸のある場合

